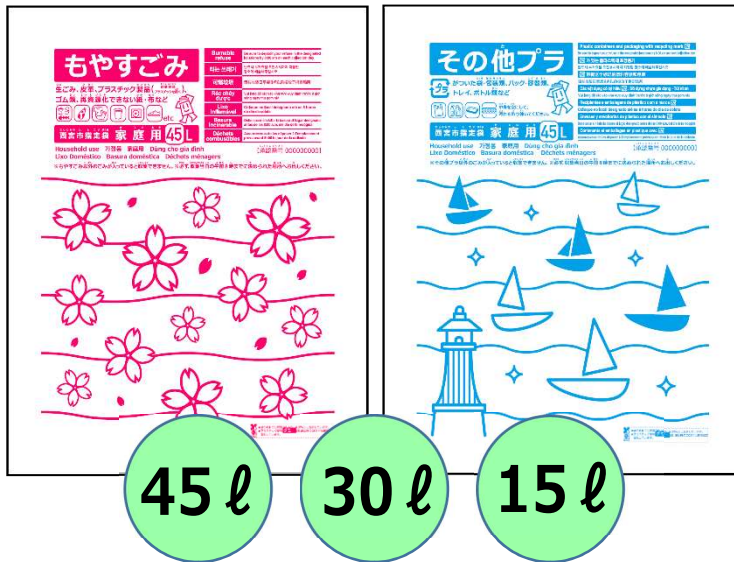


令和4年4月から **指定ごみ袋** での 収集が始まります！！

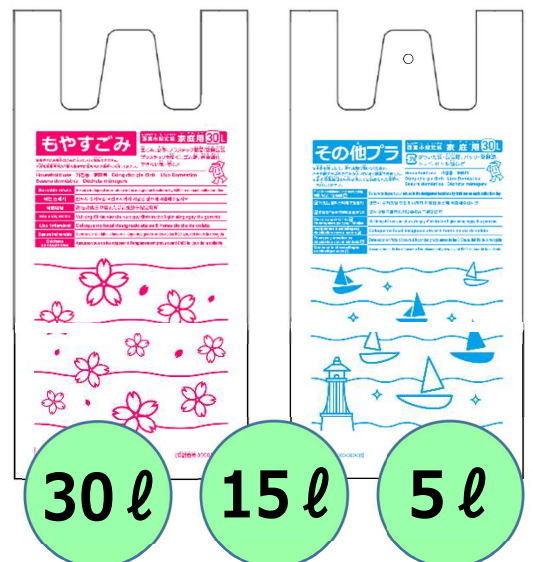
現在、地球温暖化や海洋プラスチックなど、環境問題は深刻化しています。指定袋制度の導入は、ごみの適性排出やリサイクルの推進、限られた資源の有効活用等、地球環境を守ることに繋がります。

● 指定ごみ袋の種類（平袋タイプと取っ手付きタイプの2種類、それぞれ3サイズ）

平袋（通常タイプ）



取っ手付き袋（レジ袋タイプ）



● 指定ごみ袋の価格

指定袋は、市が直接、製造・販売するわけではなく、市販のごみ袋と同様、各小売業者が仕入れ値に利益を乗せた金額で販売価格を設定して販売しますので、販売店によって価格は異なりますが、一般的に市販されているごみ袋とあまり大差のない金額で販売されるものと見込んでいます。

● 指定ごみ袋の販売時期・場所

令和3年12月頃より市内のスーパーマーケット、ホームセンター、コンビニ等で順次販売される予定です。隣接市（神戸市北区、芦屋市、宝塚市、尼崎市）の店舗においても西宮市の指定ごみ袋を取り扱っていただくようお願いしています。

ご注意ください

令和4年4月より、指定ごみ袋以外で出された「もやすごみ」・「その他プラ」は収集できません。



指定ごみ袋制度に関する ご質問にお答えします




Q なぜ指定袋を導入するのですか？

A 「もやすごみ」の中には、資源化が可能な「古紙類」「ペットボトル」「その他プラスチック製容器包装」などが数多く含まれており、分別排出の徹底や再資源化を推進するため「指定袋制度」を導入することとしました。なお、今回導入する指定袋には、バイオマスプラスチック等の、製造・焼却時に発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの削減が期待できる素材を使用しています。


Q 「指定ごみ袋制度」はどのような制度ですか？

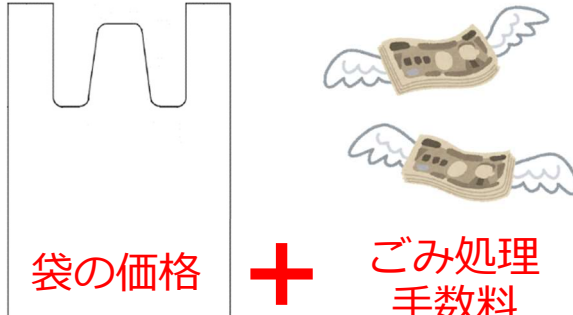
A 指定袋制度とは、袋の規格や仕様等、市が一定の条件を定めたごみ袋の使用を義務付ける制度のことです。指定袋制度には、市が指定するデザインにて作成された袋を用い、ごみ袋代にごみ処理手数料を上乗せして販売する有料指定袋制度、市が指定するデザインにて作成された袋を用いるがごみ袋代にごみ処理手数料は含めない単純指定袋制度、市販のごみ袋で構わないが使用できる色を制限する色指定制度の3つの手法があります。今回、西宮市は、一定の効果が見込め、かつ、市民の経済的な負担が少ない「単純指定袋」を採用することにしました。

袋の価格のみ



「単純指定袋制度」





+

袋の価格 + ごみ処理
手数料

「有料指定袋制度」

Q 買い溜めしている黒いごみ袋はどうしたらよいのか？

A 指定袋制度の導入は、令和4年4月からになりますので、もし、各ご家庭で買い置きのごみ袋がある場合は、制度がスタートするまでにお使いいただくようお願いいたします。

Q 指定袋を使っけていても、正しく分別されていない場合は？

A 指定袋を使用されていても、「もやすごみ」の中に古紙類やペットボトル等が混入されている場合や、「その他プラ」の中に異物が混入されており、適切な分別がなされていないと収集員が判断した場合には、ごみの分別排出の徹底を促すため、注意シールを貼って取り残しをさせていただきます。

お問合せ先： 西宮市 美化企画課 ☎0798-35-8653